

特定道路土工構造物維持管理計画

令和 4 年 3 月

名古屋市緑政土木局道路維持課

目 次

1. 対象施設

2. 構造物の現状

2.1 管理数量

2.2 位置図

2.3 構造物の現状

3. 維持管理の基本的な考え方

3.1 基本方針

3.2 点検方法

4. 計画期間

5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

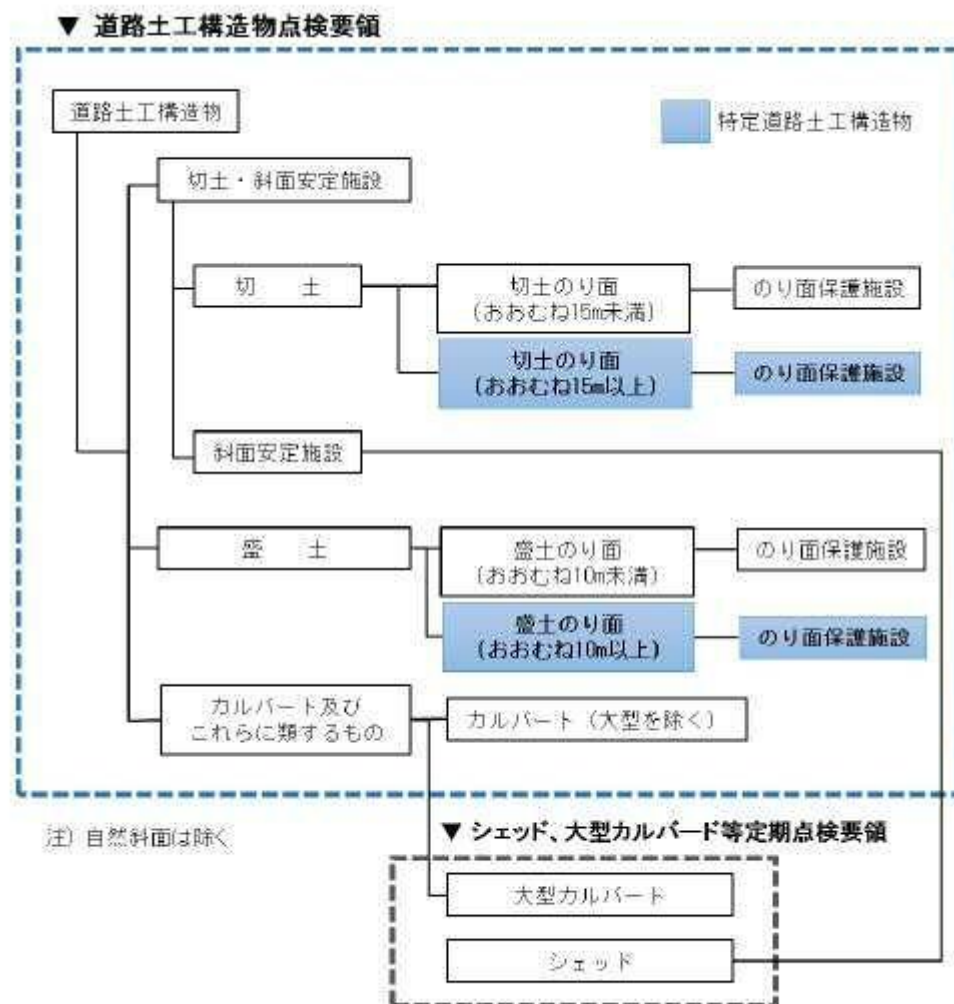
6. 対策費用

7. 個別施設の状態等、対策内容、実施時期

8. 記録

1. 対象施設

本計画の対象施設は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路の道路土工構造物のうち、名古屋市緑政土木局が管理する特定道路土工構造物（長大切土：切土高おおむね15m以上の切土、高盛土：盛土高おおむね10m以上の盛土）とする（図－1）。



図－1 道路土工構造物の分類と適用範囲

※道路土工構造物点検要領(平成29年8月国土交通省道路局)より参照

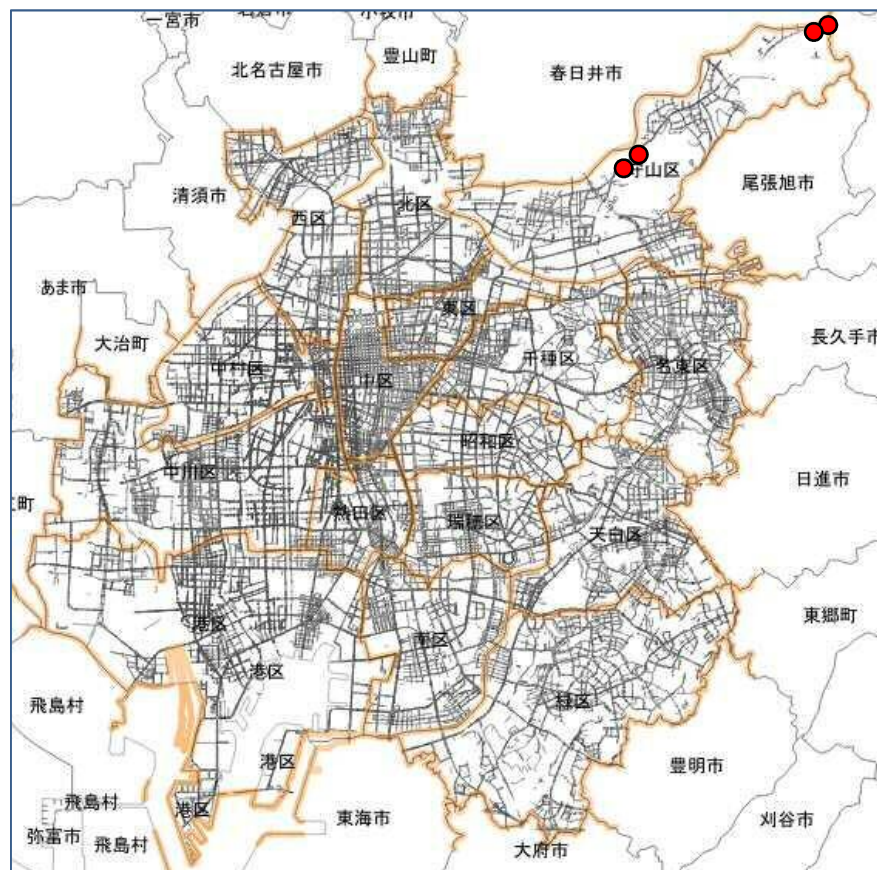
2. 構造物の現状

2.1 管理数量

名古屋市緑政土木局が管理する特定道路土工構造物は4施設（令和4年3月末現在）あり、道路区分別では以下のとおりである。

構造	道路区分	箇所数	計
長大切土	国道	2	2
長大切土	県道	2	2
	合計		4

2.2 位置図



2.3 構造物の現状

名古屋市緑政土木局が管理する特定道路土工構造物は、市域東部の守山区に 1990 年代から 2000 年台までに整備をされており、数が少なく高齢化もさほど進んでいない状況だが、将来的に高齢化、老朽化など問題に直面することが考えられる。

また、緊急輸送道路沿いにあり、大規模な崩壊を起こした場合には長期間にわたる通行止めが想定されることから、適切な維持管理を行う必要がある。

3. 維持管理の基本的な考え方

3.1 基本方針

定期点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで構造物の崩壊を最小限にとどめ、第三者等への被害を未然防止し、安全で合理的な維持管理を目指す。

3.2 点検方法

施設の健全性を把握するため、道路土工構造物点検要領（平成 29 年 8 月国土交通省道路局）に基づいて、定期点検を実施する。実施方法及び実施時期は以下の通りとし、健全性について次頁の診断区分に分類する。

区分	点検方法	点検頻度
定期点検	近接目視	5年に1度

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
定期点検	○					○				

健全性の診断区分		状態
I	健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合（道路の機能に支障が生じていない状態）
II	経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合（道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態）
III	早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合（道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講じることが望ましい状態）
IV	緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合（道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）



徒歩による点検



ロープアクセスによる点検

4. 計画期間

令和4年3月から10年間とし、定期点検実施後に適宜見直しを図るものとする。

5. 対策の優先順位（補修計画の方針）

第三者等への被害の深刻度、損傷状況、路線の重要性等を考慮し対策の優先順位を決定する。

6. 対策費用

計画期間に要する対策費用は、別紙1の通りとする。

令和3年度の定期点検の結果、概ね健全な状態であり、早期に修繕が必要な施設はないが、健全度区分がⅡとなった施設については経過観察が必要であり、必要に応じて修繕を実施する。

7. 個別施設の状態等、対策内容、実施時期

7.1 個別施設の状態

個別施設の状態は別紙1及び以下のとおりである。

一部の施設に多少の浮きや背面空洞等が見られているものの、おおむね健全な状態であった。

令和3年度定期点検 の健全度診断区分	施設数
I 健全	0
II 予防保全段階	4 (100%)
III 早期措置段階	0
IV 緊急措置段階	0
計	4



法枠工の浮き



背面空洞の様子

7.2 修繕の内容及び対策の実施時期

今後実施する定期点検及び修繕の計画は、別紙1のとおり。

点検の結果、早期に対策が必要となった箇所については、適宜修繕を検討する。

修繕の実施時期は限られた予算のなか、第三者等への被害の深刻度、損傷状況、路線の重要性等を考慮し決定する。

8. 記録

- ・点検及び診断、措置、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管する。

点検及び修繕計画一覧

固有ID	土木事務所	所在地	施設種別	施設延長(m)	施設高さ(m)	道路種別	路線名	緊急輸送道路	状態	点検及び側溝修繕計画 (点検○、修繕●)									
										R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
N1300001	守山	守山区上志段味、白鳥	落石防護工	110	24	一般国道(指定区間外)	国道155号	1次	Ⅱ	○					○				
N1300002	守山	守山区上志段味、白鳥	落石防護工	49.5	15	一般国道(指定区間外)	国道155号	1次	Ⅱ	○					○				
N1300084	守山	守山区竜泉寺二丁目	切土のり面	108	27	主要地方道	名古屋多治見線	2次	Ⅱ	○					○				
N1300086	守山	守山区竜泉寺二丁目	切土のり面	250	23	主要地方道	名古屋多治見線	2次	Ⅱ	○					○				
										点検施設数	4	-	-	-	-	4	-	-	-
										修繕施設数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

対策費用の概査額:約22, 000千円(10年間)

令和4年3月現在